	(2) 救急医療と周産期医療の連携 (ア) 医療機関の救急部門と産科部門の連		(イ)周産期救急情報システム	(3)地域における産科医療体制の確保 (ア)地域における産科医療体制の確保		-	(イ)産科医の確保		(4)妊婦健康診査の受診勧奨 (ア)妊婦健康診査		(イ)公費負担の実施
都道府界	医療機関の教急部門において妊婦の 産 機送照会を受けた場合、必要に応じ、 産科部門に確実に連絡がとれる等両 部門間の連携体制が確保されている	料部門を有する医療機関において、 部門の診療を必要とする患者の機	困難な場合の患者搬送に備え、必要に応 じ、消防機関が愚産期救急情報システムを	医療計画において、産科に係る医療体制が構 (かかりつけ医等の他に、夜間に分娩 (かまり地)医療機能や助産所が十分酸している 保されているか。県内において空白時間帯に存在しないか。)	イリスク症例の受入体制が確立し	て、医療機関、消防機関等からなる関 係者による検証が行われているか。	都道府県において、(特に夜間・休日に ついて)県下の産料医の充足状況を十分 把握しているか。その上で、各種の医師 確保対策に係る具体的な取組を実施して いるか。	把握しているか。その上で、適当な金 額になるよう具体的な指導・助言を		査の受診勧奨を行っているか。また、 同健康診査に公費負担措置がなされ	具内の各市町村において、妊婦健康診査の費用 について十分な公費負担が図られているか。
20 長野県	ている医療機関(31)のうち23機関から 回答があり、そのうち産科の救急搬送 を受け入れている機関は15機関であっ	、他部門の診療を必要とする患者の 送照舎を受けた場合、同院又は医療 内の他の医療機関の教急部門等に 解析とれる等の連携体制が確保さ ている医療機関は13(86.7*)であっ 。(回答数:15)	いる消防本部はなく、時々利用しているが 2(14,3%)消防本部、利用していないが 12(85.7%)の消防本部となっている。 ・ 利用していない代表的な理由としては、「	・現在策定中の第5次長野県保健医 ・平原 療計画において、「周産期医療」に関 し、「正常分娩等」、「地域周定期医 療」、「おと間度・原度」及び「後養・療・原の 育支援」の4つの医療機能を明確化 し、二次医像圏ごとに対応する医療機 初名を明示している。	デムを構築し、県立こども病院を総 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	送症例はないものと認識している。	・保健所が中心となり、二次医療圏ごとに「地域医療検討会」を開催し、産科医療 ・に、地域の実情に応じた対策を頂じている。 ・医師確保対策をきらに推進するため 結構を拡充し、医療政策課医師確保対策 係(4人体制)から医師確保対策の主義を 体制)へと平成20年2月1日に組織変更 した。・ドウターバンク事業と医師研究資金貿 シもに、医師の動務負担の軽減や職場保 はの改善を促し、医師の離離防止・確保 なの改善を促し、医師の離離防止・確定している。	日田診療の範疇であり、その把握は考	・母子手帳交付時の説明など、すべての市町村において啓発が行われている。また、ホームページへの掲載や広報との方法で啓発している市町村が28団体ある。	知は、上記啓発に合わせ(各市町村	平成20年度は、すべての市町村において5回以上又は相当金額以上の助成を予定しており、国が示す最低基準を満たすことになる。
21 岐阜県	各医療機関内において連携がとれて いる。	周産期医療ネットワーク体制により、体 側を確保している。	現在、消防の教急応需情報と、周産期医療情報システムが連動していないところがある。システム改修により対応予定。	保健医療計画の中で、間底期医療ネットワーク 間底期医療ネットワーク体制の中で、かかりつ の対応について、二次間底期医療機関を設置	つけ医がない場合や不在の場合 置し、対応を依頼している。 		<b>る</b> 。	分娩費用については把握していない。	各市町村、保健所、県広報紙などで啓 発を行なっている。	各市町村、保健所、県広報紙などで周 知を図っている。	各市町村において、公費負担が行なわれている。
22 静岡県	確保されている。	を保されている。	周産期医療情報システムを整備している	しかし医師不足のため、分娩取扱い医療機関 難い。	が十分確保できているとは奮い	過去に、問題となった搬送症例はない。		確保できるよう分娩費用の値上げが必要である。		合わせて各種広報を実施予定。	県内市町は20年度から、全て5回以上公費助成する。
23 愛知県	は、会議や、マニュアルにより、病院とにして意思状へで図られたうえで、18病人院中13病院が「病状にかからず産料に必ず連絡する」と回答した。(注:全報会校会センター13全層原明母子医療センター12を対象に調査した。但し重複する病院が7箇所あるため、病場	は、同一医療機関内では、「小児科・婦 人科とは18病院中17病院」が連携で きている、「それ以外との診療科とは1 3病院中14病院」が連携できていると 日落した。 産科部門で他医療機関との連携状	に対応する2次及び3次医療機関につなぐ 科医療機関相互の情報システムのため、消 防機関が直接に関産期医療システムを利	≦ 症例の受入には対応しているものの、 合周部   産科医の総数が減少している中、地域 域周部    における産科医療体制が十分に確保   院等	産期母子医療センター、11の地 を期金子医療センター、4大学病 協力医療機関により周産期医療 テムを整備してきた。(平成10年 )	いう親点から、産科の搬送症例について検証する場はない。 しかしながら、産科のみならず救急医療体制の確保という観点から、放命教 急センター長等が集まる会議において、単発的に産科の概送症例について 混議とたことはある。また、関係関係機議会に果の消防保安課が参加し、	療圏(東三河北部医療圏)が存在しており、同医療圏の産科医が不足していることは明らか。 その他の医療圏においても、分娩対応を休止している医療機関が存在しており、 県全体として産科医が不足する状況と	度分娩費用調査結果 正常分娩でする額 名古屋地区 391.231円 尾括地区 37.344円 三河地区 359.727円 正常分娩費用は、自由診療のため指 専権限は原則ないと考える。	19年12月3日付けの厚生労働省母子 診及び早期の妊娠居出の勧奨について 名古屋市では、妊婦健康診査の受診 ・母子健康手帳女付時に全妊婦に配布 母子健康手帳女付時の妊婦婦に配布 の・両親教室での周知・啓発、受診勧奨の	[]を受け、県は市町村に周知した。 対災等を実施している。 する冊子等による周知・啓発の実施 周知・啓発、受診勧奨の実施	20年度から愛知県所管の全市町村(政令市・中 核市以外)で5回以上の公費負担健診実施とな る予定である。 (19年8月現在) 公費負担回数 全国平均 2.8回 受知県平均4.2回
24 三重県	各医療機関で、教急部門と産科部門 「 への連携体制が確保されている。	確保されている 院内での他部門との連携体制は整っ ている。他院への連続や相談体制を とっているところもある。	利用できない 今年度、周産期救急情報システムの改修を行 い、救急システムと連携できる予定。	産料医療体制は確保されている。 県内において空白時間帯は存在しな い。 間産期医療体制は整備されており、間産期医 妊婦・新生児の緊急輸送システムを構築してい	立している 医療ネットワークにより、ハイリスク いる。	行われている 問題となるような、無会回数が多く、時間を要した事例はない。	医師・歯科医師・薬剤師顕音(夜間・休日ない)により、2年に1回産料医の充足状況の把握をしている。その上で医師確保対策に取組を実施している。 顕音等で把握に努めている。周雇期医療キャトラの12年腺の時間外診像の体制については、果肉における医師の地域症、診験料理に対するため、医師の確保や離 螺筋止等にかかる対策を打波質果医師確保総合対策事業」として多方面から実施している。	把握していない	妊婦自身でリスクの自己評価ができる		県内全での市町において、平成20年4月から現 行の2回から5回に助成回数を増やす予定となっ ている。 公費負担の回数増加にむけて、県内市町が現在 調整中。

	(1) 救急搬送に対する支援体制 (ア) 救急医療情報システム															
j	j	①更新頻度 システムに参画している医療機関における		*原体光を多の砂原状況を表切かつ辺	本に何根のよ シスニノビス カナを仕事	はなな母されていても	ショニルの英理者(新米内閣立) 中東会	②入力情報	Marian + Strans + 1 + 1 +	1552 7 THY 1 St TO 1 TO 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	か。  「いない 明らかな続りについては、職員がに確認の上修正 では、職員がに確認の上修正 では、職員がに確認の上修正 を					
	か。していない場合、教急隊からの搬 送紹介に関し、支障が生じていない か。	更新頻度はどのような状況か。即時性は 確保されているか					を受託した機関)や地域の消防本部が、表示内容の更新状況を確認し、更新を行っていない医療機関に対し、そ	る定義や表示項目を適切で理解しや すいものとした上で、システム参画医 権機関及び地域の消防本部にその周	科」のみの区分が別途設けられている	「交入可能」と表示している医療機関 がほぼ毎日同じである等、表示内容が 事実上固定されていないか。	ンステムの管理者や地域の消防不能 が、表示内容を確認し、誤りがないた 等事実関係について照会を行ってい か。					
			等に精通している者か。	しいるか。	達される仕組みになっているか。	ある、入力増末(コンピューター)の電源が切られている、又は、室内に世情管理されている等事実上入力が行えない状態となっていないか。	か。	想を思っているか。	eministrativa se establicar e internitaria, establicaria establicaria establicaria establicaria establicaria e							
26 京都府	導入している	1日2回必須、その他随時 更新データは連やかに提供データに反映 されている。		入力者が空床情報等の確認を行って いる割合 91%	緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みになっている割合 84%	夜間・休日においても入力体制が確保されている割合 86%	【情報センター職員が直接行っている。	医療機関や消防機関の意見等を踏ま えシステムを見直し、4月から新システムで運用予定	「産科」の区分が設けられている	固定されていない	明らかな誤りについては、職員が(機) に確認の上修正					
27 大阪府	導入している	状況変わる度(37病院) 1日2回以上(142病院) 1日1回(20病院) 2~3日に1回(1病院) ※対象は救急告示医療機関(間産期緊急 医療体制参加病院及び救急協力科目が 精神料のみの病院を除く) (以下同じ)	精通している(137病院) や中精通(52病院) あまり精通していない(8病院) その他、未回答(3病院)	行っている(174病院) 行っていない(16病院) その他、未回答(10病院)	伝達される(154病院) 伝達されない(37病院) その他、未回答(9病院)	(入力可(155病院) 入力不可(35病院) その他、未回答(10病院)	〇システム管理者によるフォロー 委託先である府医師会の救急医療情 報センターにおいて、必要に応じ替促 している。 〇消防本部によるフォロー 常に行っている 1機関 行ったことがない 22機関 不具合が生じたとき 1機関	置っている。	設けている。	変更がある都度入力することが原則であり、固定化はしていない。	委託先である府医師会の救急医療情報センターにおいて、必要に応じ確認している。 〇消防本部による確認 常に行っている 1機関					
28 兵庫県	導入している	更新頻度等について医療機関に確認のう え点検を実施したところ、多くの医療機関 では1日に2回は更新しているところであ る。また、入力者がシステムに精適している 部合及び入力者が空床情報等の確認を 行っている割合とも約8割程度となってい るのに比して、緊急処置や手術の状況が	<ul> <li>入力者がシステム等に精通している割合 84.3%</li> </ul>	- 入力者が空床情報等の確認を行っ ている割合 79.8%	- 緊急処置等の状況が入力者に伝達 される仕組みの整備 70.4%											
		入力者に伝達される仕組みとなっている医療機関は約7割となっており、若干低くなっている。														
29 奈良県	導入している	1日2回(32病院)、3回(7病院)、4回(2 病院)、随時(3病院) (即時性の確保) 合致(42病院)、合致していない(4病院)	事務職員(42病院)、營備員(1病院) 休日夜間:医師(3病院)、看護師(3病	<b>5</b>	ある(28病院)、なし(18病院)	(代替入力者が確保されている) いる(44病院)、いない(2病院) (休日夜間の入力体制) いる(44病院)、いない(2病院)	1日2回更新の督促を実施(センターから督促)	図っている。(毎年講習会を実施)	区分していなかったが、システムを改 良し対応済み	更新状況を確認し未更新の医療機関 には督促を実施(センターから替促)	更新状況を確認し未更新の医療機関 には替促を実施(センターから替促)					
30 和歌山県	得入している	分娩取扱い教急応需医療機関(全14機関)の多くが、少なくとも1日2回の更新を行っている。	ほとんどの分娩取扱い教念応需医療 機関において、入力する際には当該B 機機関の機能・体制等に精通している 者を充てている。そうでない者が入力 する場合でも看護部門からの報告に 基づき入力を行っている。	民人力者が空床状況等の確認を行っている。	分娩取扱い教急応需医療機関の多く で緊急処置や手術の状況が入力者に 伝達される仕組みとなっている、入力 者に伝達される仕組みがない場合でも、 システムの端末で手術室の状況が分 かるようになっていたり、入力者が必 要に応じて照会を行うなどしている。	機関において、夜間・休日においても 入力が行える状態となっている。		までに医師会、病院協会など医療機関関係者が構成メンバーである県地域	殺けていない。	入力内容は基本的に更新されており、 表示内容が固定されているということ はない。						
31 鳥取県	導入している	原則1日1回更新している。 即時ではないが、この更新で特に問題は 生じていない。	入力する体制が確保されている。		I	4		周知を図っている。	宿日直医情報は診療科が分かるよう になっているが、空床情報には診療科 による仕分けは無い。		行っている。					

	(イ)消防機関と医療機関の連携体制 ①医療機関の窓口体制				②消防機関における体制			③メディカルコントロールの活用	(ウ)県境を越える患者の搬送体制		
都道府県	消防機関等からの搬送照会に対し、平 日昼間はもとより、特に夜間・休日にお	から院内の医師等に対し、速やかに受入判断の照会を行える体制が確保さ	ホットラインの対応者は医師等と定められているか。	除る必合記録を作成しているか。	全ての救急隊に救急救命士や救急科課程修了者等の救急医療に関する知	調者の観察か可能か。また、消防本部に、 妊婦の教急搬送に関し、 医療機関 への連絡方法等を示した手順書等が あるか。	が困難な場合、救急隊と指令センター   双方が早期に連携し照会を行う等の体	地域メディカルコントロール協議会において、教急搬送支援に係る相談・助言を行う体制がとられているか。	けでは受入が困難な救急患者の県境 を越える搬送実態(疾病別による搬送	自県内の搬送先医療機関の選定に困 理をきたす場合等において、隣接する 都道府県間で撤送に係る何らかの ルール(搬送条件、搬送方法、搬送手 順等)を定めているか。その場合、搬送 服会等の対応を行う医療機関が予め 定められているか。	接する他の都道府県等の応需情報 もアクセスできるよう、バスワードの 供を行う等その共有化が図られてい
6 京都府	基本的に直ちに対応されているが、 簡素で体制は異なっている。 -			作成している割合 65%	配置されている	全ての教急隊において妊娠を前提とした傷病者の観察が可能である。 また手順書等がある教急隊の割合は 40%	すべて体制がとられている	体制がとられている割合 33%	把握している	定めていない	一部対応(兵庫県、大阪府、奈良県
7.大阪府	はい(154病院) いいえ(36病院) その他、未回答(10病院)		(ホットライン) 敷設されている(109病院) 敷設されていない(85病院) その他 未回答(6病院) (対応者) 医師(21病院) 医療従事者(49病院) 事務離員(43病院) ※複数回答(11病院) ※複数回答	作成している(85病院) 作成していない(85病院) その他、未回答(30病院)	全ての教急隊に配置されている(34消防機関すべて)	程際については、ほぼ全ての救急隊で 可能であるが、一部不可能な救急隊も 存在する。 全ての救急隊で可能 29機関 一部の救急隊では不可 5機関	救急隊と指令センター双方が早期に 連携と照会を行う等の体制 体制がある 26機関 状況に応じて連携 3機関 体制なし 5機関 機送受入照会の手順などについての ルールの定め 書面でルールを決め 2機関 ルールなし が上に応じて対応 1機関 ルールを定めるにあたっての撤送受 入れ医療機関等との調整 調整した 2機関	に8つの地域メディカルコントロール協 議会を設置し、教急隊に対する指示・ 指導、助置体制を整備している。			
8 兵庫県	- 搬送照会に対し直ちに受入判断を 行える者が直接対応する仕組の整備 695%	・上紀体制がとられていない場合、速やかに受入判断を行える体制の整備 866% ・ 照会マニュアルの作成 28.8%	・ 教急医療機関における消防機関からのホットラインの敷設 38.1%				一部のみ調整 3機関 調整なし 13機関		県境を越える救急患者搬送の実態がる 現時点では府県間での搬送に係るルー	内等)及び県中北部の丹流地域から京都 あことについて承知している。 ールの設定はできていないが、教急医療 でおり、今後ルール設定等についても協	情報システムでの
9 奈良県	平日·医師対応(4病院)、医師に確認 し看護師対応(20病院)、医師に確認 し事務員対応(24病院)、その他対応 (2病院) 休日夜間:医師対応(6病院)、医師に 確認し看護師対応(16病院)、医師に	ある(5病院)、なし(5病院) (マニュアルの有無) ある(2病院)、なし(8病院) (マニュアルの共有化)	ある(2病院)、なし(8病院) うち 医師対応(0病院)、医師以外(2病院)	いる(7病院)、いない(3病院)	いる(13消防)100%	観察可能(12消防)、不可(1消防) 手順書ある(13消防)	ある(13消防)100%	ある(13.消防)100%	把握している(10消防)、いない(3消防)	ルールが定められている(2消防)、いない(11消防) 医療機関が定められている(1消防)、 いない(12消防)	できる(13消防)100%
和歌山県	確認し事務員対応(27病院)、その他 対応(1病院)	(2病院)、いない(1病院) 上記体制がとられていない医療機関 すべてで、窓口から院内の医師等に対 し、速やかに受入判断の照金を行える 体制が解除されている。 上記医療機関のラち半数で照会応答 マニュアルが作成されている。	分娩を取り扱う救急告示医療機関 (全12機関)のうち約半数で敷設され	分娩を取り扱う救急告示医療機関のうち約半数で作成。	教急隊は全て教急課程(標準課程、II 課程、若しくは1課程)を修了した3名 以上で構成されている。 異下62隊の内、58隊において教急教 命士を運用(常時運用47隊+一時運 用11隊)している。	いて、妊婦の親察・処置を修得済み。 手順書等はない。	受入照会のみならず、救急業務全設 (病院選定、医師の指示・指導要請、 応援要請、ドクターカー・ドクターへリ要 請等)について、救急隊と本部指令セ ンターの連携体制は構築されている。	設置、県MC協議会にあっても該当す		周産期の緊急医療の広域連携体制整備について、現在近畿プロック知事会 議参加府県(福井県、三重県、海資県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、市担当部署による検討会を設置している。それぞれの府県で、広域撤送調整拠点病院を設置しているが、撤送手順等の詳細については今後検討していくこととなっている。	
1 鳥取県	とられている。	一部の教急医療機関では窓口を通 す体制となっているが、この場合でも 医師等につなげるためのマニュアル、 ルールが関係者に共有されている。	ホットラインは敷設され、医師等による対応となっている。	作成している。	配置されている。	手順書等はないがルールは徹底され ている。	とられている。		県(の消防担当部局)としては把握して おらず、県内の消防局において独自に 把握しているところがある。	ルール等の定め無し	図られていない。

	(2) 救急医療と周産期医療の連携 (ア) 医療機関の救急部門と産科部門(	D連携	(イ)周産期教急情報システム	(3)地域における産科医療体制の確保 (ア)地域における産科医療体制の確保	<u>.</u>		(介産料医の確保		(4)妊婦健康診査の受診勘奨 (ア)妊婦健康診査		(イ)公費負担の実施	
都道府県	搬送照会を受けた場合、必要に応じ、 産科部門に確実に連絡がとれる等両	他部門の診療を必要とする患者の機	一般の教急医療情報システムでの対応が 困難な場合の患者騰迷に備え、必要に応 じ、消防機関が関産期教急情報システムを 利用できる体制がとられているか。		(ハイリスク症例の受入体制が確立し	て、医療機関、消防機関等からなる関	都道府県において、(特に夜間・休日に ついて)県下の産科医の充足状況を十分 把握しているか。その上で、各種の医師 確保対策に係る具体的な取相を実施して いるか。	把握しているか。その上で、適当な金  額になるよう具体的な指導・助言を	の連携により、地域住民に対し、妊娠	・査の受診勧奨を行っているか。また、 同健康診査に公費負担措置がなされ	接診 県内の各市町村において、妊婦健康診査の費用 こ、 について十分な公費負担が図られているか。 れ	
26 京都府	約4額が確保されている	確保されている	利用できる体制がとられている	産料に係る医像体制が構築されている 夜間等空白時間は存在しない。 ハイリスク症例の受け入れ体制が確立		MC協議会等において検証が行われている。	把握している。 医師確保の取り組みも実施している(奨学金制度、研修・研究事業など)	一部把握している	若年出産(10代の妊婦)、高齢出産、 未婚等、支援が必要と思われる妊婦	適宜周知されている。また、公費負担 措置については、妊娠届出があった妊 婦に受診券を交付し、公費負担が受け	平成19年度の各市町村における妊婦健康診査の公費負担の状況、及び平成20年度の公費負担の状況、及び平成20年度の公費負担状況については別添のとおり。 平成18年度までは、店内全市町村で1回の灶につき2回(妊娠前期、後期にそれぞれ1回)の健診費用を公費負担。 平成19年度は、公費負担回数を増やした市町、4が所、平成20年度に回数を増やす予定の市村が18か所となっている。20年度には、全市町村が18か所となっている。20年度には、全市町村が5数の市町村が公費負担回数を増やす措置をとる予定。	
27 大阪府	確保している(16病院) 確保していない(4病院) その他、未回答(5病院)	確保している(14病院) 確保していない(7病院) その他、未回答(1病院)		下記の大阪府保健医療計画(案)を参 照顧います。 http://www.pref.osakajp/iryo/keikaku/ pub.html		行われている。 大阪府内においては、二次医療圏ごと に8つの地域メディカルコントロール協 協会を設置し、救急活動に関する医学 的零後検証体制を整備している。		分娩費用については一部把握している。 る。 具体的な指導・助奮は行っていない。	実施している。			
28 兵庫県	場合の産科部門への連携体制の整備	必要とする患者の搬送照会を受けた場合の教急部門への連携体制の整備	本県のシステムにおいては、消防機関が周 定期医療情報システムを活用できる体制が 以前からとられているところである。	ている。それに基づき県内を7圏域に区 カ所)及び地域周産期母子医療センター	分し、総合周産期母子医療センター(1		対策や医師の偏在対策など、総合的な取  産科医師の確保については、医師の診療	・組を進めている。 ∈科対策として、産科医師の多い女性医	合に、医療機関を受診することの啓発  活動をおこなっているか	いるか ・行っている 35市町(85.4%) 妊婦配	平成20年1月4日時点の実施状況では、兵庫県 平均16回の公費負担が行われている。 〇 公費負担回数代7年成20年1月4日時	
		439%	6	入体制を確立している。 一方で、全国的な産科医師の不足を受 画の中では、圏域の見直し等を実施す	けて、本年4月改定予定の保健医療計る予定である。		師の再就業を進めるために、離・退職した 支援事業や、後期研修医の県職員採用等		- 行っている 30市前(73.2%) 妊婦配 市冊子に啓発文を掲載、 - 今後行う予定 3市町(7.3%) HP掲載等 - 行っていない 8市町(19.5%) ② 妊娠の兆候があった場合に医療 機関を受診することの啓発活動をおこ なっているか - 行っている 11市町(28.8%) ボスター・チラシ、HP掲載等 - 今後行う予定 8市町(19.5%) - 行っていない 22市町(53.7%)	- 今後行う予定 4市町(9.8%)マタニティセミナー、HP掲載等 - 行っていない 2市町(4.8%) ④ 妊婦健康診査に公費負担措置さ	点)	
29 奈良県	いる(8病院)、ない(1病院)	いる(8病院)、ない(1病院)	利用はできないが、コーディネーターを介して利用できるよう改善(全ての曜日の配置はできていない。)	(医療計画に) 開産期医療体制についての記載はあるが、構築されているとは言い軽い。 夜間に分娩取り扱う医療機関や助産所等の確保については、一部空白あるが確保(空口日を在宅当番医制、病院群輪番制により体制確保を協議中)	備、基本構想を策定中)	一部あり。(昨年8月の事案は検証。今 後間度期医療協議会を設置し検証予 定)	把握している。(県内医療機関に顧査を 実施) 取組も実施している。(修学資金貸与制度、ドクターバンク事業など)	る。	実施している。	受診動奨を行っている。	全国平均を下回る。(市町村に対し、充実を要請	
30 和歌山県	連携体制が確保されている。	連携体制が確保されている。	周産期教急情報システムは、県内の産科と NICUを併せ持つ5医療機関について、それ それのNICUの空味情報、母体搬送の可 否、夜間当庭医等の情報をインターネット上 で公表しており、消防機関も利用することは 可能である。	. 同一医療圏の他の医療機関の救急部 門との連携が図られている。 また、県内の全医療圏において、夜間	大学の総合周産期母子医療センターを 中心として、社会保険紀南病院の地域  周産期母子医療センターや日本赤十	適去3年間において問題となった搬送 症例がない。	夜間、休日における産科の診療体制は 把握できている。 わかやまたター・ハンク制度 青洲医師 ネットの運営などにより、産科医師の確保 に努めている。	ていない。(多くの機関では、30~40 万円。)	市町村において母子健康手帳を交付 する際に、様々な妊娠中の健康を守る ための注意事項等を解説した。県が発 行する「赤ちゃんとお母さんの健康ガイ ド」を妊婦にあわせて配布してもらい、 啓発を行っている。また、妊娠の兆候 があった場合の医療機関受診や妊婦 健康診査の受診動類については、厚	妊婦健康終章も含めた少子化対策に ついて穀額において拡充の措置がな されたことを各市町村に通知するととも に、早期の妊娠確保を図ると同時に、程 学的発展確保を図ると同時に、経 済的条件等により健康終費及び保健 指導が受けられない者が生じないよう 配意する観点からも、各市町村に対し 妊婦健康終費の公費負担の充実に対 する積極的な助と組みを行うよう依頼	平成19年度は、中核市を除く県内29市町村の うち1市が3回分の公費負担とした他は妊娠前期 1回、後期1回の合計2回の公費負担となった が、今後公費負担の充業が図られるよう引き続 き働きかけていくこととしている。	
31 鳥取県	確保されている。	確保されている。	周産期救急情報システム(ネットや専用回 緑等によるもの)は未整備。	平成20年度からスタートする医療計画	  には掲載予定。		県内病院に対して平成20年1月1日現在での診療料ごとの医師の充足状況の調査を実施したが、夜間、休日の診療に関する充足状況までは把握していない。当該調査結果は、医師確保対策にかかる平成20年度当初予算要求の資料として活用している。	把握していない。	各自治体により取租状況は様々である。 「実施例」 ・ホームページでの呼びかけ ・母子手帳発行時の保健師による指導 ・健康教育の場の設定 ・健康ガイ・市報への掲載等	・母子手帳発行時における窓口で呼	(現状) 県内19市町村のうち、1町が7回分公費負担、 関内19市が5回、2市が3回、残りの市町村は2回。 平成20年4月1日以降) 現在公費負担が5回末海の市町村すべてが5 回分の公費負担を行う予定。	

	(1)教急搬送に対する支援体制 (ア)教急医療情報システム							***************************************			
		①更新頻度 システムに参画している医療機関における	医療機関において 空床状況や医師等	医療従事者の稼働状況を適切かつ迅	速に把握の上 システムに入力する体	制が確保されているか	システルの祭神老(報道庇貞又仕事を	②入力情報	公体打印の内容はおにわって「女		
都道府県		更新頻度はどのような状況か。即時性は	入力者が、当該医療機関の機能・体制 入力者が空床状況等の確認を行って   緊急処置や手術の状況が入力者に伝   夜間・休日において、入力者が不在で				を安託した機関バや地域の消防本部 が、表示内容の更新状況を確認し、更 新を行っていない医療機関に対し、そ	る定義や表示項目を適切で埋解しや すいものとした上で、システム参画医 棒機関及び地域の消防太部にその関	○  科]のみの区分が別途設けられてい E  か。	「受入可能」と表示している医療機関 いるがほぼ毎日同じである等、表示内容 事実上固定されていないか。	システムの管理者や地域の消防本部がが、表示内容を確認し、誤りがないか等事実関係について照会を行っているか。
			入力者が、当該医療機関の機能・体制 等に精通している者か。	人力者が空床状況等の確認を行って  いるか。	緊急処置や手術の状況が入力者に付達される仕組みになっているか。	ある、入力端末(コンピューター)の電 運が切られている。又は、室内に世代	to a	知を図っているか。			
						管理されている等事実上入力が行え ない状態となっていないか。			and a second sec		
32 島根県	当県の実情として、各地域で教急機送 この実態は、消防機関の教急隊にも見 このため当県では、近接地域の多数	導入しておらず、搬送照会は専用回線電話・書 の受入を行う病院は限られており、特に産科 関知されており、教急隊からはその少数の特別 の医療機関から受入可能な病院を選択するこ ムが利用できないため支障が生じている旨の	についてはごく少数の特定の救急病院 その救急病院に対して照会が行われるも ことを目的とした当該システムが有効に	大況にある。							
33 岡山県	導入している	更新頻度が少ない医療機関も見受けられるが、概ね適正に更新されている。	システム入力体制については、概ね適	正に確保されている。			岡山県から、更新のない医療機関に 対して、朝夕2回替促を行っている。	運用開始時に周知しているが、システムの画面上でも周知を図っている。	「産科」の区分が設けられている	表示内容が事実上固定されている医 療機関も見受けられる。	消防本部において表示内容の確認等 の照会を行っている。
34 広島県	導入している	「教念医療情報システム」は、受入体制に 変わりがない場合は、1日に2回自動的に 更新されている。受け入れ体制が変わった 場合は、随時更新されている。	受入体制に変わりがない場合は、1日 れている。	□	、札体制が変わった場合は、随時更新さ	システムの入力端末は、常に入力可能な状態である。		ステム連用要綱」を定め、各医療機関	の応需情報においては「産婦人科」と	「教急医僚情報システム」は、受入体制に変わりがない場合は、1日に2回 自動的に要かられている。受け入れ体制が変わった場合は、随時更新されている。	:
35 山口県	導入している	- 毎日(1回以上) 34機関 - その他 10機関	- 料通している 35機関 - 料通していない 9機関	<ul><li>確認している 27機関</li><li>確認していない 17機関</li></ul>	<ul><li>伝達されている 17機関</li><li>伝達されていない 27機関</li></ul>	- 入力できる 23機関 - 入力できない 21機関	本年度実施したシステム運用説明会 において全てのシステム参加医療機 間に対して入力更新をお願いするなど	報センターにおいて、現行システムを	システムの診療科別の応需情報にお いて、「度料」を設けている	更新している医像機関については、内容を更新している。	システムの運営管理を委託している情報センターにおいて、表示内容につい て、配時、後記を行っている。
							取組みを進めているところである。	周知に努めているところである。			- 地域の消防本部による表示内容について、電話照会等の確認。 確認している 3本部 (確認力法:現場から車載携帯により 確認していない 10本部
36 徳島県	導入している	システムに参画している医療機関(以下 「医療機関」という)において、現在、随時 の更新を行っている医療機関は少ないの が現状である。別々変化する空床状況等 を入力する人員の確保が一番の課題であ るが、今後、随時の更新について協力をお 願いするとともに、救急医療機関と消防の 一層の連携を図っていく。	各医療機関において確保できている。 当該医療機関の機能・体制等に精通し	ている者が入力をしている体制もとられ	にているが、		現在のところ、替促等の実施はできて いない。	システム導入時に説明会を開催して以降、積極的な周知は行えていない。	「産婦人科」という区分になっている。	システムの更新に関しては各医療機関での対応となっており、県としては、現在のところ表示内容の確認等は出来ていない。	関係としていない いるか システム表示内容の確認は行えておらず、現在は、救急搬送時に消防機関 が個別に電話をして照会をしていると いう運用である。
37.香川県	導入している	更新頻度について、朝夕2回の更新を行っ ている医療機関はほとんどなく、即時性を 有した入力となっているとは言えない。	情報の更新入力は、主に事務職が行っなかった。夜間・休日については、3分の	っている。空床状況は半数以上で確認を り2の病院で入力できる体制となってい。	行っておらず、また手術の状況などにつる。	Dいて、伝達される体制は全くとられてい	本県では、長期間にわたりな需情報の 更新がなされていない医療機関については、入力を督保するメッセージを画 面上に掲示している。また、昨年9月 には各教念告示医像機関に対し、朝	は、平成17年7月のシステム更新時 に、各医療機関の担当者を対象に説 明今本題供している。また、同様に透	本県では、応需科目に産科、産婦人科 を選択できるシステムとなっている。	朝夕の店高情報の更新を行っている 医療機関においては、院内の状況を確認した上で入力していると考えており、 表示内容に変更がなくても問題はない と考える。	消防機関においては、搬送前に受入    の可否について電話照会を行ってい
38 愛媛県	導入している	県内のシステム参加医療機関に対し、1日 2回以上の更新を依頼しているが、入力担	体制整備を依頼しているが、実態は把禁	握していない。			タ2階の更新等の協力依頼文書を送付している。 	周知を図っている。	設けられていない(産婦人科のみ)。	更新されているかどうかは把握は出来	事実関係の照会は行っていない。
		2回以上の更新を依頼しているが、人力担当 当人員の不足など医療機関側の都合もあり、更新が頻繁に行われていない機関も見られる。					応需情報を確認(原則毎日)し、入力が 低調である医療機関に対して、適宜、 積極的な入力を依頼することとしてい る。	:		るが、表示内容が固定されているかど うかは把握が困難である。	